

1 日 時 令和 3 年 12 月 16 日 木曜日
開会 9 時 30 分 閉会 9 時 50 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

3 出席者 教 育 長 稲田 新吾
委 員 奥野 史子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子
委 員 松山 大耕

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 30 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1462 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 2 件

イ 議決事項

議第 34 号 京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 関 教職員人事課長)

本議案は，令和 3 年 12 月 9 日に市会で議決された各種給与カットの期間延長に係る特例条例の改正内容に準じて，教育委員会規則で定める給食調理員においても同様の改正を行うものである。

給食調理員には管理職が存在せず，在職者はすべて 2 級と 3 級の者になるため，全員

2.5%のカット区分に位置付けられ、教職員の教頭以下と同様、給与カットを実施する期間は、現行の令和4年3月31日から令和4年10月31日まで7ヶ月延長する。

給食調理員は単純労務職員であるため、大枠を条例で定め、給料表等の具体的な内容を規則で定めていることから、給料月額カットに関わる内容についても規則で定めている。

(主な意見)

なし

(議決)

教育長が、議第34号「京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第35号 京都市立総合支援学校高等部教育課程編成要領について

(事務局説明 菅野 総合育成支援課長)

教育課程編成要領については、京都市立総合支援学校管理運営規則において「校長は、毎年度、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、教育課程を編成するものとする」と規定されており、この教育課程編成要領は、その教育委員会が別に定める基準である。

総合支援学校小学部・中学部教育課程編成要領については、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領の全面実施を前に既に改訂したところであるが、今回の高等部の編成要領については、特別支援学校高等部学習指導要領が来年度から学年進行で実施されることに伴い改訂するものである。

こうした中で、今回の高等部の編成要領についても、小学部、中学部と同様、新しい学習指導要領にある「社会に開かれた教育課程」の実現、「育成を目指す資質・能力」の明確化、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、「各学校におけるカリキュラム・マネジメント」の推進といった理念に基づき、基本方針を定め、本市独自の視点も踏まえ改善を図っている。

(事務局説明 角 副主任指導主事)

編成要領全体の構成について説明する。

第1章では第1節に、京都市立総合支援学校高等部教育課程編成の基本方針を4点定めている。1点目は「市民ぐるみ、地域ぐるみの教育による『社会に開かれた教育課程の推進』」、2点目は「確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成と『主体的・対話的で深い学び』」、3点目は「自立と社会参加の一層の推進と共生社会の形成に向けた総合育成支援教育の推進」、そして4点目は「1年間を見通した学習指導等の推進」である。

3点目の「自立と社会参加の一層の推進と共生社会の形成に向けた総合育成支援教育の推進」においては、総合支援学校における医療的ケアを必要とする子どもの在籍など障害の重度・重複化が進んでいる現状と、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実を図るための「個別の包括支援プラン」の作成、そして活用の重要性について記している。

第2節には教育課程改訂の経緯を記しており、特に「2」では、京都市立高等学校教育課程の内容に関する重点的事項の概要を記している。

第2章は各学校における教育課程の編成及び実施について記しているが、第5節には、総合支援学校小・中学部の編成要領にはない項目、「単位の修得及び卒業の認定」についての記載がある。第5節の「1」には肢体不自由または病弱者である生徒に対する教育を行う総合支援学校における、各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位修得の認定、卒業までに修得させる単位数等について記している。同様に「2」では、知的障害者である生徒に対する教育を行う総合支援学校での高等部課程修了の認定について記しているが、単位の修得はない。

第7節の「4 医療的ケアの安全な実施と指導体制の工夫」と、第3章第6節「4 個別の包括支援プランの作成と内容の取扱い」については、国の示す指導要領にはない項目となるため補足説明させていただく。

「4 医療的ケアの安全な実施と指導体制の工夫」について、京都市立総合支援学校においては、高等部にも医療的ケアを必要とする生徒が在籍し、生徒数は増加傾向にある。ここでは、医療的ケアの実施と、安全で安心な学習環境の整備について触れるとともに、医療的ケアの必要な生徒の自発性や主体性を高める教育内容の深まりの必要性について記している。

また、第6節に記載のある「自立活動」は、特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の教育課程において特別に設けられた指導領域である。高等学校における通級による指導（高校通級）においても、自立活動の指導を行っている。京都市立高等学校では現在、伏見工業高校をはじめとした定時制3校において高校通級が実施されている。総合支援学校における自立活動と、3校の高校通級における自立活動との両者において、その目標と内容は、この教育課程編成要領に基づくこととなる。

自立活動の指導は、生徒の障害の状態、特性、心身の発達の段階等を把握し、課題を明らかにすることによって指導目標・内容を設定する。「個別の包括支援プラン」の内容と自立活動の指導とはリンクするものであり、第6節の「4 個別の包括支援プランの作成と内容の取扱い」には、作成手順や、指導方法の工夫、医療・労働・福祉など関係機関との連携の重要性について記載している。

最後に、現在の総合支援学校高等部での授業がどのようなものであるかについて、その一部の例をご説明する。

先日、ある地域制総合支援学校高等部3年生を対象とする授業で、卒業後の生活を想定した衣・食・住の「住」に関する学習が行われるのを参観した。その授業では、該当の生徒が卒業後入居することになるであろう、グループホームの共有スペースや、自分の部屋の整理整頓のために必要な方法・手順を知ることが目標となっていた。学習内容としては、中学部一段階に相当する内容であったが、教員は「～するのが正解」「～しなさい」という教え込みの指導ではなく、生徒に問いを投げかけ、生徒が整理整頓・清掃の工夫を自由に考えることができるよう支援を行っていた。

生徒は自らの体験を振り返りながらアイデアを出し、それについて対話をしながら妥当性や修正案をともに検討する、という授業展開がされていた。これまでも、京都市においては生徒の願いや実態、目標設定に応じた柔軟な授業づくりを行ってきたが、今後さらに、育成を目指す資質・能力の観点を持ち、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、そして、必要のある場合には一部小・中学部の目標・内容を取り入れながら、高等

部教育における指導改善等を行っていく。

(委員からの主な質問・意見)

【松山委員】 グループホームについて、入所者は一人暮らしなどの独立した生活が難しい状況の方が多い、といった話も聞くが、入所までの経緯や入所後のキャリアステップは。

【事務局】 グループホームは、障害のある方が日常生活上の支援を受けつつ、共同生活を営むところである。確かに一人暮らしなどが困難な方が多いが、障害の程度によっては、グループホームから就労やB型事業所へ通われるケースも多い。総合支援学校卒業後に入所する子どもの数は、1校に1名いるかどうか、という程度である。進路先については、支援学校全体のうち、就労継続支援A型を含め企業就労が3～4割程度、就労継続支援B型が2割程度、生活介護等が2～3割程度である。

また、支援学校生徒の就職率は、全国が2割台であることと比べ、本市は3～4割程度と全国的に高い状況であり、こうした背景から他都市から本市に転入されてきているケースもある。

【野口委員】 医療的ケアについて、定期的に発作を起こすケースなどもあるため、学校と医療との連携は必須であると思うが、どのような体制で治療が行われているのか。

【事務局】 総合支援学校、さらには市内の小中学校等においても、医療的ケアが必要な子どもが在籍する学校には看護師を配置して医療的ケアを実施している。一部教員ができる行為もあるため、それらは教員が研修を受けて実施している場合もある。治療は主治医のいる病院で行うため、学校で治療が必要となった場合は病院に緊急搬送することもある。なお、学校で看護師等が行う医療的ケアは、主治医の指示書を基に実施している。

(3) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

12月6日 塔南ザ・グリフォonz全校大会出場激励会

12月8日 第15回学校職員教育貢献表彰式典

12月11日 第24回京都市PTAフェスティバル

○事務局から当面の日程について説明

(4) 閉会

9時50分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長